

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例
手引書

令和5年7月

ひたちなか市環境政策課

【目次】

1	条例の趣旨及び用語の定義	5
	(1) 土採取.....	5
	(2) 土採取事業.....	5
	(3) 土砂等.....	5
	(4) 土地の復元.....	5
	(5) 土地の整備.....	5
	(6) 土採取場.....	5
	(7) 土地の所有者等.....	5
2	許可が必要となる土採取事業	6
	(1) 許可の対象となる土採取事業.....	6
	(2) 適用除外となる土採取事業.....	6
3	許可の基準	8
4	土採取事業に関する流れ	8
5	事前協議の手続き	9
	(1) 事前協議.....	9
	(2) 事前協議に必要な書類.....	10
	(3) 事前協議後.....	10

6	許可申請の手続き	11
(1)	許可申請に必要な書類	11
(2)	許可申請手数料	12
(3)	許可（不許可）の決定	12
7	許可後	13
(1)	土地の所有者等に許可事項，許可条件を書面で通知する	13
(2)	標識の設置	13
(3)	施工管理者の設置	13
(4)	帳簿への記載	13
(5)	許可後に提出する届出	13
(6)	変更許可申請	14
(7)	災害発生又災害を予見したときの手続き	15
(8)	土地の所有者等の定期確認義務	15
8	土地の復元	16
(1)	土地の復元承認願書	16
(2)	土壌の調査方法	16
(3)	土地の復元に用いる土砂等の基準	17

(4) 土砂等の発生元へ土砂等受入概要書の交付, 適合証明書を確認しての土砂等受入.....	17
(5) 復元承認後に提出する届出.....	17
(6) 土壌の定期調査報告, 完了調査.....	18
(7) 復元に用いる土砂の発生元が変更となった場合.....	18
(8) 許可の取り消し及び停止, 公表, 罰則.....	18
9 事前協議書の記入の仕方.....	19
(1) 事前協議書(様式第1号の2)の記入の仕方.....	19
(2) 土採取事業計画書(様式第1号の3)の記入の仕方.....	21
10 土採取事業許可申請書の記入の仕方.....	25
(1) 土地の埋立て等許可申請書(様式第2号)記入の仕方.....	25
11 復元に係る書類の記入の仕方.....	30
(1) 土地の復元承認願書(様式第13号)記入の仕方.....	30
(2) 土地の復元に用いる土砂等の搬入計画(様式第14号)の記入の仕方.....	32
(3) 土砂等発生元証明書(様式第15号)記入の仕方.....	33
(4) 土壌調査試料採取報告書(様式第16号)の記入の仕方.....	35
別表第1(第7条関係).....	37
別表第2(第7条関係).....	39

別表第3（第12条，第13条関係）41

別表第3の2（第12条関係）44

1 条例の趣旨及び用語の定義

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例は、市、土採取事業を行う者、土地の所有者等の責務を明らかにするために必要な規制を定め、生活環境の保全及び災害の防止を目的に制定したものです。

(1) 土採取

土砂等を採取することをいいます。

(2) 土採取事業

土採取及び土採取後に土地の復元又は土地の整備をする事業をいいます。

(3) 土砂等

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいいます。

(4) 土地の復元

土採取後の土地を土砂等による埋立て又は盛土により復元することをいいます。

(5) 土地の整備

土採取後の土地において、土砂等の崩落若しくは流出の防止または土地の緑化等の措置を講ずることをいいます。

(6) 土採取場

土採取事業を行う土地の区域をいいます。

(7) 土地の所有者等

土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいいます。

2 許可が必要となる土採取事業

(1) 許可の対象となる土採取事業

土採取事業を行う際、以下の条件のいずれかに該当した場合は許可を取得する必要があります。

- ① 土採取場の面積が 500 平方メートル以上の場合
- ② 土採取場における土採取の量が 500 立米以上の場合
- ③ 同一事業者が、既に隣接地で 1 年以内に土採取事業を行っている、若しくは現に行われている場合で、土採取場の合算した面積が 500 平方メートル以上となるか、土採取の量が 500 立米以上となる場合

(2) 適用除外となる土採取事業

ただし、以下に該当する土採取事業は許可を必要としません。また、土地の復元に係る部分が、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の規定による許可を必要とするものである場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を 5,000 平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）は、当該土地の復元について、市条例は適用されません。

- ① 国、地方公共団体、その他規則で定める者（※1）が行う土採取事業
- ② 他の法令の規定（※2）による許可等の処分その他の行為に係る土採取事業
- ③ その他規則で定める土採取事業（ア～イ）
 - ア 土地の造成等を行う土地で、区域内で採取した土砂等を区域内でのみ使用する場合
 - イ 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土採取事業の場合

※1 規則で定める者とは

- ① 日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- ② 土地改良法第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区及び同法第 77 条第 2 項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- ③ 土地区画整理法第 14 条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合
- ④ 地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社
- ⑤ 地方道路公社法に基づき設立された地方道路公社
- ⑥ 公有地の拡大の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
- ⑦ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ⑧ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めた者

※ 2 他の法令の規定とは

- ① 文化財保護法第125条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- ② 港湾法第37条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- ③ 鉱業法第63条第1項の規定による届出又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る施業案に従って行う土採取事業
- ④ 採石法第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土採取事業
- ⑤ 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る土採取事業
- ⑥ 道路法第91条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- ⑦ 土地区画整理法第76条第1項の規定による許可を受けた土採取事業
- ⑧ 海岸法第8条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- ⑨ 地すべり等防止法第18条第1項の規定による許可（同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合の許可を含む。）に係る土採取事業
- ⑩ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可に係る工事（宅地造成及び特定盛土規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条第2号、第3号又は第5号に該当する切土を伴うものに限る。）として行う土採取事業
- ⑪ 河川法第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- ⑫ 砂利採取法第16条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土採取事業
- ⑬ 都市計画法第29条の規定による許可に係る開発行為として行う土採取事業
- ⑭ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土採取事業
- ⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土採取事業
- ⑯ 土壤汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置として行う土採取事業
- ⑰ ひたちなか市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例第2条第1項の規定による許可に係る土採取事業
- ⑱ 茨城県自然環境保全条例第8条第1項又は同条例第13条第1項の規定による届出に係る土採取事業
- ⑲ 茨城県砂防指定地管理条例第5条の規定による許可を受けた土採取事業

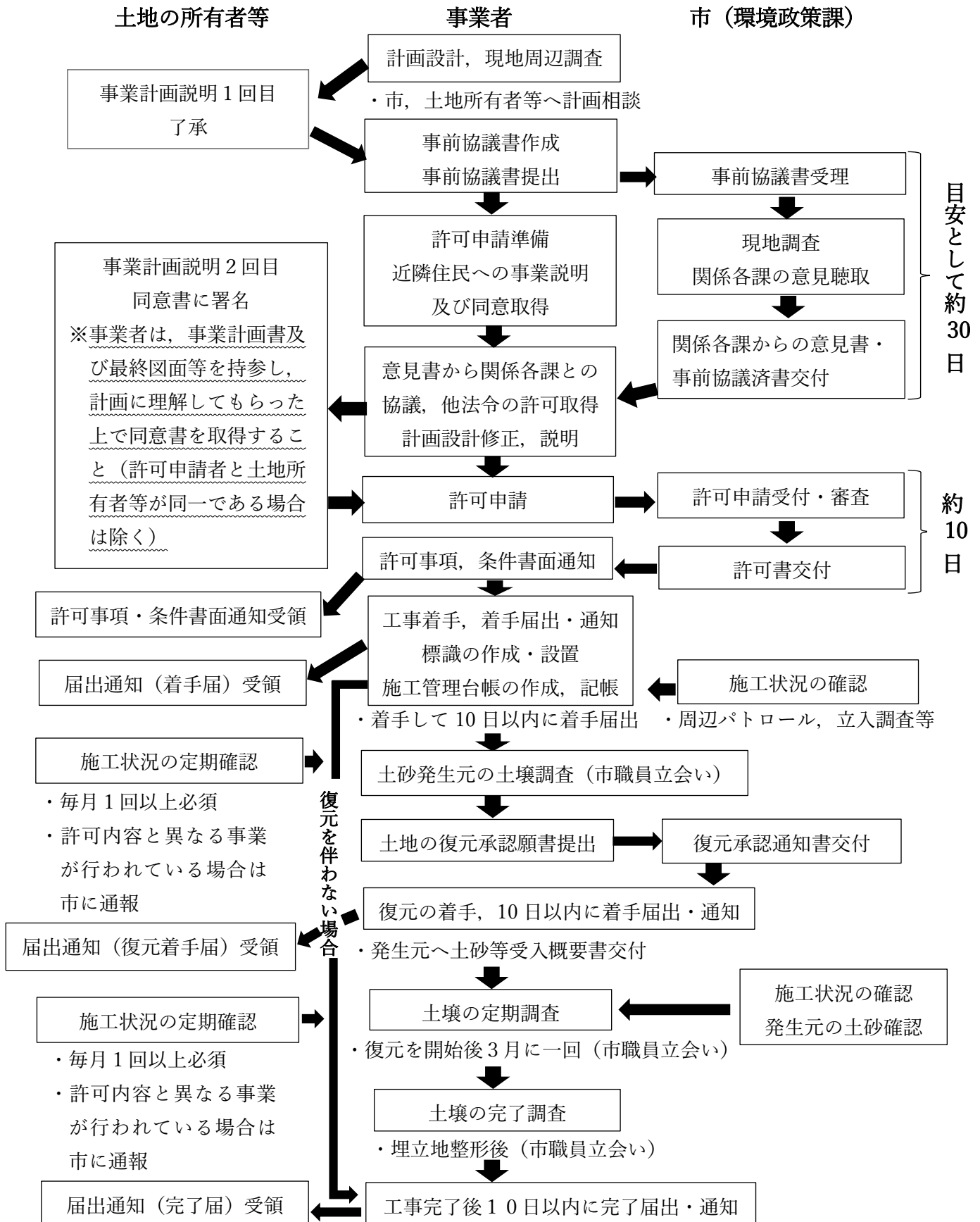
3 許可の基準

許可を受けるための基準は以下のとおりです。許可を申請するにあたり、以下の基準を満たす必要があります。

- ① 土採取事業の施工に関する計画が別表第1（P 37）の技術上の基準に適合していること。
- ② 土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が、土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害防止のために必要な措置に関する基準として別表第2（P 39）の基準に適合していること。
- ③ 土採取事業を行うことについて、当該土地の所有者等の同意を得ていること。

また、土地の復元を行っている際の土壌調査命令違反や、許可の規定違反をしたために必要な措置を講ずるよう命ぜられていた者については、必要な措置が完了してからでなければ申請はできません。

4 土採取事業に関する流れ



5 事前協議の手続き

許可申請(変更許可申請を含む。)をする前に、事業計画について事前協議を行う必要があります。

(1) 事前協議

事前協議では、土採取事業計画について市関係課に意見を聴取します。意見聴取は市環境政策課が行うため、事業者が事前に関係課と協議をする必要はありません。しかし、許可等に日数を要する法令等で、意見聴取前に協議が必要な場合は、あらかじめ関係課と協議をしても構いません。

意見聴取する主な関係課

課名	意見聴取の内容(主なもの)
企画調整課	各種まちづくり施策との整合性, 市コミュニティバスの運行ルートについて
農政課	森林の伐採, 農用地での埋立て, 土地改良区等の意見について
建築指導課	建築確認, 開発行為について
都市計画課	用途地域, 茨城県景観形成条例について
公園緑地課	風致地区について
道路管理課	道路の維持管理について
河川課	水路等への土砂流出防止について
廃棄物対策課	廃棄物の不法投棄について
生活安全課	交通安全留意について
教育委員会総務課文化財室	埋蔵文化財包蔵地の確認について
農業委員会事務局	農地転用について

※上記の課以外にも協議内容によって、他の課にも意見を聴取する場合があります。

(2) 事前協議に必要な書類

事前協議には以下の書類を**正副2部**作成し提出してください。各書類の記入の仕方については、**9 事前協議の記入の仕方 (P19~)**を参照してください。

- ① 事前協議書（様式第1号の2）（代理申請の場合は委任状添付）
- ② 土採取事業計画書（様式第1号の3）
- ③ 土採取場及び隣接する土地の明細表（様式第1号の4）
- ④ 土採取場の位置を示す図面及びその付近の見取図
- ⑤ 土採取場の土地の不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し（公図）
- ⑥ 土採取場で採取した土砂等の搬出経路を示した図面
- ⑦ 土採取場の現況平面図，現況断面図及び面積計算書
- ⑧ 土採取場における土採取後の計画平面図及び計画断面図
- ⑨ 土採取場における復元後の計画平面図及び計画断面図（土地の復元を伴う場合に限る）
- ⑩ 土採取に係る土量計算書
- ⑪ 土採取場の雨水等の処理及び排水に関する計画

(3) 事前協議後

関係各課からの意見聴取及び事前審査には、目安として約30日かかります。

関係各課からの意見聴取が終了した後、事前協議済書と関係各課からの意見書を交付します。関係各課からの意見書の内容を踏まえ、関係各課との調整及び計画変更等を行ってから、許可申請の準備をしてください。

6 許可申請の手続き

(1) 許可申請に必要な書類

許可申請には以下の書類を、**正副2部**作成し提出してください。各書類の記入の仕方については**10 土採取事業許可申請書記入の仕方(P25～)**を参照してください。書類枚数が多い場合は、書類目次を作成し、インデックスを付してください。

- ① 土採取事業許可申請書（両面印刷）（様式第2号）
- ② 申請者の住民票の写し（若しくは法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
- ③ 土採取場の位置を示す図面及びその付近の見取図
- ④ 土採取事業に係る土地の所有者等の同意書（土地の所有者等が申請者のみである場合を除く。）
（様式第2号の2）
- ⑤ 土採取場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ⑥ 土採取場の土地の使用権原を証する書面（土採取場が自己所有でない場合に限る。）
- ⑦ 請負契約書の写し（申請者が他の者に施工を請け負わせる場合に限る。）
- ⑧ 施工管理者の住民票の写し
- ⑨ 土採取場で採取した土砂等の搬出計画（様式第3号）
- ⑩ 土採取場の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- ⑪ 土採取場における土採取後の計画平面図及び計画断面図
- ⑫ 土採取場における復元後の計画平面図及び計画断面図（土地の復元を伴う場合に限る）
- ⑬ 土採取に係る土量計算書
- ⑭ 土採取場の雨水等の処理及び排水に関する計画
- ⑮ 土採取事業が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類（当該法令等に基づく許認可等を要するものである場合に限る。）
- ⑯ 排水放流先水路等の管理者の許可等を得たことを証する書類（排水を放流する場合に限る。）
- ⑰ 土採取場の境界から300メートル以内に居住する住民（事業所を含む。）の同意を得たことを証する書類（当該土採取場の面積が5,000平方メートル以上の場合に限る。）及び土採取場に隣接する土地の地権者の同意を得たことを証する書類。ただし、同意が得られない場合又は同意を得ることが著しく困難である場合は、その理由を記入した書類とする。
- ⑱ 許可申請手数料に係る納入通知書兼領収書の写し（申請日に手数料を納付して添付）
- ⑲ 暴力団員又は暴力団に関する誓約書（様式第3号の2）
- ⑳ その他市長が必要と認めるもの（代理申請の場合の委任状等）

(2) 許可申請手数料

許可申請には、土採取場の面積及び土地の復元の有無に応じた許可申請手数料が必要です。許可申請書類を提出する際に、下記の表記載の金額を持参してください。納付書を発行しますので、市役所内の銀行又は会計課で納付していただきます。

土採取場の面積	手数料の金額	
	土地の復元を伴わない土採取事業	土地の復元を伴う土採取事業
1,000平方メートル未満	2,000円	15,000円
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	3,000円	31,000円
3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	4,000円	44,000円
5,000平方メートル以上	10,000円	80,000円※1

※1

この表の規定にかかわらず、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を要する場合における手数料の金額は、土採取事業許可申請手数料にあっては10,000円とする。

(3) 許可（不許可）の決定

許可が決定してからの着工となり、許可の決定まで申請をしてから10日程かかります。許可まで時間を要する場合もあるため、早めの申請をお願いします。

7 許可後

許可取得後には以下の手続き・作業が必要です。

(1) 土地の所有者等に許可事項、許可条件を書面で通知する

土地の所有者等に、交付された許可決定通知書、許可申請書及びその添付書類の写し等を通知し、許可事項及び許可条件を説明してください。

(2) 標識の設置

許可を受けた後、土採取場の土砂等搬出車両出入り口付近の見やすい場所に、様式第19号の標識を設置してください。

(3) 施工管理者の設置

施工中は施工管理者を設置し、土採取場の周辺の地域の生活環境保全、災害の防止のため、施工管理者は必要な施工上の管理をしなければなりません。

(4) 帳簿への記載

土採取事業の施工中は、土採取事業施工管理台帳（様式第20号）を毎日記入してください。

(5) 許可後に提出する届出

下記届出をする際には、同時に土地の所有者等にも届出書の写しを通知する必要があります。

① 着手した場合（復元を伴わない場合）

- 土採取事業に着手して10日以内に土採取事業着手届出書（様式第8号）と下記の書類を提出
- ア 許可を受けた土採取事業が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の許可を要する場合にあっては、当該許可証の写し
 - イ 採取した土砂等を搬出先において埋立て、盛土及び堆積をするに当たり、他の法令等の規定による許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を受けたことを証する書類

② 完了した場合（復元を伴わない場合）

土採取事業を完了して10日以内に土採取事業完了届出書（様式第10号）、完了した土採取場の平面図や断面図等構造の分かる図面を提出

③ 廃止（休止）した場合

土採取事業を廃止（休止）して10日以内に土採取事業廃止（休止）届出書（様式第11号）と下記の書類を提出

廃止の場合…土採取場の廃止後の構造に関する図面，現況写真

休止の場合…土採取場以外への土砂等の崩落，飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置に関する図面，現況写真

④ 休止した土採取事業を再開した場合

休止した土採取事業を再開して10日以内に土採取事業再開届出書（様式第12号）を提出

（6）変更許可申請

許可後，以下に変更が生じた場合は，土採取事業変更許可申請書（様式第5号）と変更に係る書類を提出してください。また，変更許可申請手数料も発生しますのでご注意ください。

また変更許可後，土地所有者等に，交付された変更許可決定通知書，変更許可申請書及びその添付書類の写し等を通知し，許可事項及び許可条件を説明してください。

- ・土採取事業の目的（計画平面図・断面図，目的変更理由書（任意様式）を添付）
- ・土採取場の位置（位置図，土地登記，公図，付近の見取り図を添付）
- ・土採取場の面積，土採取の量（計画平面図・断面図，面積計算書，土量算定式を添付）
- ・土採取事業を行う期間の延長
- ・土採取事業の施工に関する計画（各工事種別や工程の分かる書類を添付）
- ・土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（生活環境の保全対策や災害防止の方法の分かる書類を添付）

変更許可申請手数料

土採取事業を行う区域の面積	復元を伴わない土採取事業	復元を伴う土採取事業
1,000 m ² 未満	1,000 円	7,000 円
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	1,500 円	16,500 円
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	2,000 円	29,000 円
5,000 m ² 以上	5,000 円	48,000 円※1

※1

この表の規定にかかわらず，茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を必要とする場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を5,000平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）における手数料の金額は，土採取事業変更許可申請手数料にあっては5,000円とする。

☆軽微な変更

許可後、以下の変更が生じた場合は、土採取事業軽微変更届出書（様式第6号）と、変更に係る書類を提出してください。また、以下の変更には手数料は発生しません。

- ・申請者の氏名又は名称、住所及び代表者の氏名が変更となった場合（個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記事項証明書を添付）
- ・施工管理者の住所及び氏名が変更となった場合（住民票を添付）

☆変更が不要となる行為

許可後、以下の変更が生じた場合は変更の申請は不要となります。

- ・土採取事業の期間の短縮
- ・土採取の量の減少
- ・土採取事業期間の短縮や土採取の量の減少により、施工に関する計画が変更となった場合

（7）災害発生又災害を予見したときの手続き

土採取事業を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土採取事業を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに土採取場の土地の所有者等に通知しなければなりません。

（8）土地の所有者等の定期確認義務

土地の所有者等は、毎月1回以上、土採取事業の施工の状況について、次に掲げる点について定期確認しなければなりません。自ら行うことが困難な場合は、他の者に依頼することができます。

- ①施工状況が、許可を受けた内容と相違していないこと
- ②土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の発生がないこと又はこのおそれがないこと

また、定期確認によって、許可内容と明らかに異なる土採取事業が行われていることを知ったときは、直ちに土採取事業を行う者に対し、土採取事業の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市に報告しなければなりません。

定期確認を怠った場合又は市に報告を怠った場合は、土地所有者等に勧告又は命令、さらには罰則が科される場合があります。

8 土地の復元

土地の復元工事には、土地の復元承認願書を提出し、承認を受けなければ着手できません。市長より復元承認通知書が通知されてから着手してください。

(1) 土地の復元承認願書

土地の復元に着手する30日前までに、土地の復元承認願書（様式第13号）と以下の添付書類を添付して提出してください。

- ① 土地の復元に用いる土砂等の搬入経路を示した図面
- ② 土地の復元に用いる土砂等の搬入計画（様式第14号）
- ③ 土地の復元に用いる土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第15号）
- ④ 土地の復元に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面、採取の様子が分かる現場写真、試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第16号）、土壌分析結果証明書
- ⑤ 土採取後の地盤の地耐力について行った平板載荷試験又はこれと同等の結果を得ることができる試験（スクリューウエイト貫入試験、ボーリング試験等）の結果に関する書類（土地の復元の高さが50cm未満である場合は除く）
- ⑥ 擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記入した構造計算書又は擁壁の材料にコンクリート2次製品を使用する場合にあっては、その構造仕様が分かる書類（擁壁を設置する場合に限る。）

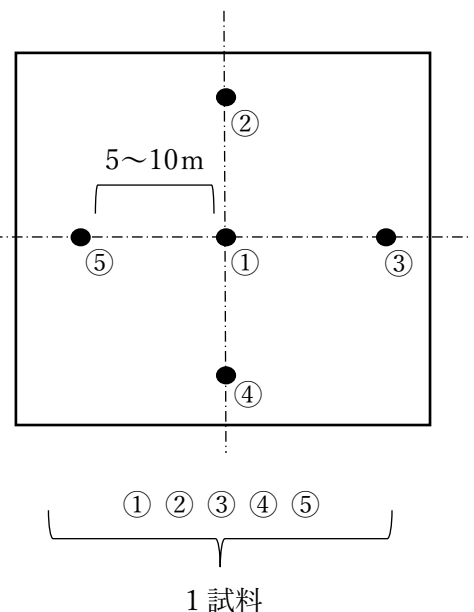
(2) 土壌の調査方法

復元承認願書提出時は土砂等の発生元、定期調査及び完了報告時は土地の復元区域の土壌調査が必要です。

土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、市職員立会いの上で行います。中央の1地点及び中央の地点を直角に交わる2直線状の当該中央の地点から5~10mまでの4地点、合計5地点の深度30~50cmから等量に採取し、混合して1試料とします。

土砂等の発生元及び土地の復元区域が3,000㎡につき1試料必要です。（~3,000㎡以内は1試料、~6,000㎡以内は2試料、~9,000㎡以内は3試料）

試料を別表第3（P41）かつ別表第3の2（P44）に掲げる方法により計量及び測定を行ってください。



(3) 土地の復元に用いる土砂等の基準

土地の復元に用いることができる土砂等は以下の基準に該当するものです。

- ① 改良土でないこと。
- ② 第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土に該当すること。
- ③ 水素イオン濃度指数の測定値が4以上9未満であること。(P44)
- ④ 有害物質に係るものについては、別表第3(P41)の基準値であること。

(4) 土砂等の発生元へ土砂等受入概要書の交付、適合証明書を確認しての土砂等受入

茨城県の埋立てに関する条例に基づき、承認を受けた者は、土砂等の発生元に「土砂等受入概要書」を交付しなければなりません。また、土砂等の発生元は、土砂等の運搬者（ダンプ運転手等）に、運搬する土砂等が「土砂等受入概要書」に適合した土砂等であることを証明する「適合証明書」を交付し、承認を受けた者は「適合証明書」を確認して土砂等を受入しなければなりません。

詳細及び様式は、茨城県庁のHPを確認してください



(5) 復元承認後に提出する届出

7-（4）許可後に提出する届出（P13～）のほかに、以下の届出が必要です。

① 復元工事に着手したとき

復元工事に着手して10日以内に土地の復元（整備）着手届出書（様式第9号）に、当該土地の復元に用いる土砂等を採取するに当たり他の法令等に基づく許認可等を要するときは、当該許認可等を受けたことを証する書類を添付して提出

② 完了したとき（復元を伴う場合）

土採取事業を完了して10日以内に土採取事業完了届出書（様式第10号）、完了した土採取場の平面図や断面図等構造の分かる図面、次ページ（6）土壌の定期調査報告、完了調査の①～⑤の書類を提出

(6) 土壌の定期調査報告，完了調査

土地の復元を開始してから完了及び廃止するまでの間，着手してから3月に一回，土壌の調査が必要です。調査結果は試料採取から1月以内に以下の書類を添えて報告してください。完了調査も同じです。調査方法は8－(2)土壌の調査方法をご参照ください。

- ① 土地の復元に係る土壌調査報告書（様式第22号）
- ② 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置を示す図面
- ③ 土壌の調査に使用した土砂等の採取状況の分かる現場写真
- ④ 土壌調査試料採取報告書（様式第16号）
- ⑤ 土壌分析結果証明書

(7) 復元に用いる土砂の発生元が変更となった場合

復元に用いる土砂の発生元が変更となった時は，以下の書類を提出してください。

- ① 土地の復元に用いる土砂等の搬入経路を示した図面
- ② 土地の復元に用いる土砂等の搬入計画（様式第14号）
- ③ 土地の復元に用いる土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第15号）
- ④ 土地の復元に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面，採取の様子が分かる現場写真，試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第16号），土壌分析結果証明書

(8) 許可の取り消し及び停止，公表，罰則

以下に該当した場合は許可の取り消し及び事業の停止の命令がされます。

- ・許可内容に変更が生じたのに変更許可申請を行わずに土採取事業を行ったとき
- ・許可内容に偽りその他不正の手段をしていたとき
- ・許可に付した条件に違反したとき
- ・許可後に提出するべき届出を行わなかったとき
- ・施工管理者の設置，施工管理者による施工管理，標識の掲示，帳簿の記載及び事務所へ備え付け・閲覧を怠ったとき
- ・土壌の定期調査報告を行わなかった又は虚偽の報告を行ったとき
- ・土地の復元の承認願を提出せずに復元工事に着手したとき
- ・市の土壌調査命令，措置命令に違反したとき
- ・正当な理由なく，許可後1年以上の未着手及び休止

また，許可の取消しや命令違反等を行った場合には，氏名等の公表や懲役及び罰金等が科せられる場合があります。

9 事前協議書の記入の仕方

事前協議に必要な書類は正副2部を提出してください。副本は事前協議が終了した後、事前協議済書と意見書を添えて返却します。

(1) 事前協議書（様式第1号の2）の記入の仕方

様式第1号の2（第5条の2関係）

(表)

年 月 日

事前協議書

ひたちなか市長 殿

申請者

① 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例第6条の2の規定に基づき、次のとおり事前協議の申立てをします。

②	土採取事業の目的			
③	土採取場の位置	ひたちなか市		
④	土採取場の面積（実測） （利用敷地面積）	m ² (m ²)	⑤ 土採取の量	m ³
	土地の復元の有無	有 無		
⑥	土地の復元面積（実測）	m ²	⑦ 復元の量	m ³
⑧	土採取事業を行う期間	年 月 日～ 年 月 日		
⑨	工事施工業者の名称	施工業者		
	施工管理者の住所、 氏名及び電話番号	住所 氏名 電話番号		

① 申請者

土採取事業を行う者の住所、氏名及び電話番号を記入してください。申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名及び代表者の氏名を記入してください。押印は不要です。

② 土採取事業を行う目的

土採取事業をどのような目的で行うのか具体的に記入してください。

③ 土採取場の位置

土採取場の所在地番をすべて記入してください。

④ 土採取場の面積

土採取場の実測面積（実際に土採取を行う範囲の面積）及び利用敷地面積（土採取事業を行う土地の面積）を記入してください。

⑤ 土採取の量

採取する土砂の量を記入してください。

⑥ 土地の復元面積

土地の復元を伴う事業の場合、土地の復元を行う区域の実測面積を記入してください。土地の復元を伴わない事業の場合は空欄で構いません。

⑦ 復元の量

土地の復元を伴う事業の場合、土地の復元に使用する土砂の量を記入してください。土地の復元を伴わない事業の場合は空欄で構いません。

⑧ 土採取事業を行う期間

土採取事業を開始してから完了するまでの予定工事期間を記入してください。復元を伴う事業については、土砂の搬入見込等を十分に考慮して、復元が完了するまでの予定期間を記入してください。

⑨ 工事施工業者、施工管理者の住所、氏名及び電話番号

工事施工業者が法人の場合は、法人名を記入してください（個人の場合は空欄で構いません）。

土採取事業を施工するために必要な能力を持った者で、施工中に現場へ常駐できる責任者の住所、氏名及び電話番号を記入してください。

(2) 土採取事業計画書（様式第1号の3）の記入の仕方

様式第1号の3（第5条の2関係）

土採取事業計画書

1. 土採取の方法

①	採取工法	<input type="checkbox"/> 階段式工法	<input type="checkbox"/> 傾斜式工法	<input type="checkbox"/> 平面式工法
②	採取する高さ又は深さ	最大	m	③ 隣接地との保安距離
				m

2. 土採取後の土地の整備の方法

④	土採取後の法面又は復元の盛土の高さ	最大	⑤ 法面の勾配	度
⑥	法面の保護方法	<input type="checkbox"/> 石張り <input type="checkbox"/> 芝張り <input type="checkbox"/> モルタル吹付け <input type="checkbox"/> その他		
⑦	跡地利用計画及び土砂の飛散防止措置			

3. 防災対策，周辺環境対策

⑧	囲い柵の設置方法	
⑨	雨水の流入対策	
⑩	雨水及び土砂の流出対策	
⑪	粉塵防止対策	
⑫	騒音防止対策	

4. 土砂等の搬出先

⑬	搬出先の地名地番	
⑭	搬出先の土砂の処理方法	

① 採取工法

採取工法について、該当するものに☑すること。エグリ掘りは認められません。

② 採取する高さ又は深さ

土採取を行う箇所の最大の高さ又は深さを記入してください。

③ 隣接地との保安距離

土採取場と隣接地との保安距離を記入してください（原則最も狭い箇所。ただし、人家が隣接している場合はその距離）。最小限度は2メートルで、隣接地に人家又は公共施設等がある場合は、土質及び地形等を勘案して保安上必要な距離をとる必要があります。ただし、擁壁等を設ける場合は、この限りではありません。

④ 土採取後ののり面又は復元の盛土の高さ

土地の復元を伴わない事業の場合は、土採取後ののり面の最大高さ（深さ）を、土地の復元を伴う事業の場合は、復元する盛土の最大高さを記入してください。

⑤ のり面の勾配

土地の復元を伴わない事業の場合は、土採取後ののり面の勾配を、土地の復元を伴う事業の場合は、復元する盛土の勾配を記入してください。

⑥ のり面の保護方法

土採取事業完了後に残るのり面の保護方法について☑すること。「その他」に☑した場合は、詳細を記入してください。

⑦ 跡地利用計画及び土砂の飛散防止措置

土採取事業完了後の土地の利用計画が明確である場合はその計画を、明確でない場合は土砂の飛散防止措置（芝張り、植栽等）を記入してください。

⑧ 囲い柵の設置方法

土採取場の安全及び侵入防止のため、柵を設ける必要があります。その方法を記入してください。

⑨ 雨水の流入対策

土採取場内に外部から雨水が流入するのを防ぐ対策を記入してください（開渠等）。

⑩ 雨水及び土砂の流出対策

豪雨等により、土採取場内の雨水及び土砂が外部に流出するのを防ぐ対策を記入してください（排水設備等）。

⑪ 粉塵防止対策

土採取場からの粉塵，運搬路から生じる埃等が，周辺地域の生活環境を阻害しないように防止する対策を記入してください（散水，シート掛け，表層の締固め，運搬車両の洗車等）

⑫ 騒音防止対策

土採取場の工事及び運搬車両から生じる騒音が，周辺住民の迷惑にならないように防止する対策を記入してください（工事時間の調整，低騒音機械の導入，アイドリングストップ等）。

⑬ 搬出先の地名地番

採取した土砂の搬出先の地名地番を記入してください。

⑭ 搬出先の土砂の処理方法

土砂の搬出先において，土砂をどのように保管，使用及び処理するのか記入してください。

（3）その他の書類について

① 土採取場及び隣接する土地の明細表（様式第1号の4）

土採取場及び隣接する土地の所在地等を，土地の登記事項を参照し記入してください。

② 土採取場の位置を示す図面及びその付近の見取図

ア 位置を示す図面 縮尺は，土採取事業を実施する区域の現況の形状が判別できるものとします。

イ 付近の見取り図 地形，建物などの形や配置を分かりやすく描いた略図を作成してください。

③ 土採取場の土地の不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

申請する日前3ヵ月以内に発行された，公図の写しを添付してください。登記情報提供サービスにより発行された証明書でも構いません。

④ 土採取場で採取した土砂等の搬出経路を示した図面

周辺地図に土採取場から搬出先までの採取した土砂等の運搬経路を明記してください。

⑤ 土採取事業の現況平面図，現況断面図及び面積計算書

平面図・断面図 縮尺は，土採取事業を実施する区域の現況の形状が判別できるものとします。

面積計算書 実測に基づく求積図を作成してください。

- ⑥ 土採取場における土採取後の計画平面図及び計画断面図
縮尺は、土採取後の土地の形状が判別できるものとします。
- ⑦ 土採取場における復元後の計画平面図及び計画断面図（土地の復元を伴う場合に限る）
縮尺は、土地の復元完了後の形状が判別できるものとします。
- ⑧ 土採取に係る土量計算書
上記計画図面から採取する土量を計算した計算書を作成してください。
- ⑨ 土採取場の雨水等の処理及び排水に関する計画書
雨水排水計画図 縮尺は、排水処理工程が判別できるものとします。
流量計算書 排水計画の根拠となる流量計算をしたものとします。

10 土採取事業許可申請書の記入の仕方

許可申請に必要な書類は正副の2部を提出してください。副本は許可書を添えて返却します。本申請の際には書類目次を作成し、インデックスを作成して提出してください。

(1) 土地の埋立て等許可申請書（様式第2号）記入の仕方

様式第2号（第6条関係）

（表）
土採取事業許可申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

① 住所

申請者 氏名 ②

（法人にあっては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）
電話番号

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

②	土採取事業の目的	
③	土採取場の位置	ひたちなか市
④	土採取場の面積（実測） （利用敷地面積）	($\frac{m^2}{m^2}$) ⑤土採取の量 m^3
⑥	土地の復元面積（実測）	(m^2) ⑦復元の量 m^3
⑧	土採取事業を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
⑨	土採取事業の施工に関する計画	
⑩	土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画	
⑪	施工管理者の住所，氏名及び電話番号	住所 氏名 電話番号
⑫	土採取事業に用いる建設機械の種類及び台数	

備考 土採取事業の施工に関する計画並びに土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

①～⑧

事前協議書記入の仕方①～⑤，⑥～⑧と同様に記入してください。

⑨ 土採取事業の施工に関する計画

土採取事業の開始から完了までの事業計画及び工程を記入してください。欄内に記入しきれない場合は「別紙のとおり」と記入し，別紙で計画書及び工程表を作成してください。

⑩ 土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

土採取事業での生活環境の保全対策や災害防止の方法を記入してください。欄内に記入しきれない場合は「別紙のとおり」と記入し，別紙を作成してください。

⑪ 施工管理者の住所，氏名，電話番号

土採取事業を施工するために必要な能力を持った者で，土採取事業の施工中に現場へ常駐できる責任者を記入してください。

⑫ 土採取事業に用いる建設機械の種類及び台数

土採取事業に使用する機械の種類（10 t車，ブルドーザー，トラクターショベル，バックホウ等）と台数を記入してください。特に「くい打ち機」「削岩機」「空気圧縮機（原動機の定格出力が15kw以上）」「コンクリートプラント又はアスファルトプラント」「バックホウ（原動機の定格出力が80kw以上）」「トラクターショベル（原動機の定格出力が70kw以上）」「ブルドーザー（原動機の定格出力が40kw以上）」等を使用する場合は，騒音・振動規制法の特定建設作業に該当する可能性があるため，必ず記入してください。

(2) 土採取場で採取した土砂等の搬出計画（様式第3号）の記入の仕方

搬出先が複数ある場合は、それぞれの搬出先の情報を記入してください。

様式第3号(第6条関係)

土採取場で採取した土砂等の搬出計画

① 搬出先事業者名	③		④ 搬出計画		⑤ 搬出土砂等の区分	⑥ 搬出先の所在地
	② 予定量(m ³)	最大日量(m ³)	搬出期間	搬出時間		
			~	~		
合計						

備考 搬出土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の区分を記載すること。

- ① 搬出先事業者名
土砂等の搬出先の事業者名を記入してください。
- ② 予定量
搬出する土砂の予定量を記入してください。
- ③ 最大日量
1日に運搬する最大の土砂の量を記入してください。
- ④ 搬出期間・時間
土砂等を搬出する期間、搬出する時間を記入してください。
- ⑤ 搬出土砂の区分
第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれかを記入してください。
- ⑥ 搬出先の所在地
土砂の搬出先の所在地を記入してください。

(3) その他の書類について

- ① 申請者の住民票の写し（若しくは法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
申請する日前3ヵ月以内に発行されたものを添付してください。
- ② 土採取場の位置を示す図面，その付近の見取図
 - ア 位置を示す図面 縮尺は，土採取場の現況の形状が判別できるものとします。
 - イ 付近の見取り図 地形，建物等の形や配置を分かりやすく描いた略図を作成してください。
- ③ 土採取場の土地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し（公図の写し）
申請する日前3ヵ月以内に発行された，登記官の認証文や登記官印が付された証明書を添付してください。登記情報提供サービスにより発行された証明書は認めません。
- ④ 土採取事業に係る土地の所有者等の同意書（土地の所有者等が申請者のみである場合を除く。）（様式第2の2）
土地の所有者等に，許可申請書及び設計図面等を用いて，事業計画について丁寧に説明し，また同意書内に記載のある定期確認義務（7－（8）参照）など，土地の所有者等責務について理解してもらった上で，同意をもらってください。
- ⑤ 土採取場の土地の使用権限を証する書面
申請者が土採取場の土地の所有権を有しない場合は，使用貸借契約書，賃貸借契約書等を添付してください。
- ⑥ 請負契約書の写し
申請者が他の者に事業の施工を請け負わせる場合は，申請者と施工業者との工事請負の分かる請負契約書の写しを添付してください。
- ⑦ 施工管理者の住民票の写し
施工管理者は，施工するために必要な能力を持ち，工事施工中に現場へ常駐できる責任者の住民票になります。住民票は申請する日前3ヵ月以内に発行されたものを添付してください。
- ⑧ 土採取事業の現況平面図，現況断面図及び面積計算書
 - ア 平面図・断面図 縮尺は，土採取場の現況の形状が判別できるものとします。
 - イ 面積計算書 実測に基づく求積図を作成してください。

- ⑨ 土採取場における土採取後の計画平面図及び計画断面図
平面図・断面図 縮尺は、土採取後の土地の形状が判別できるものとします。
- ⑩ 土採取場における復元後の計画平面図及び計画断面図
平面図・断面図 縮尺は、土地の復元完了後の形状が判別できるものとします。
- ⑪ 土採取に係る土量計算書
上記計画図面から採取する土量を計算した計算書を作成してください。
- ⑫ 土採採取場の雨水等の処理及び排水に関する計画書
雨水排水計画図 縮尺は、排水処理工程が判別できるものとします。
流量計算書 排水計画の根拠となる流量計算をしたものとします。
- ⑬ 土採取事業が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類(当該法令等に基づく許認可等を要するものである場合に限る。)、排水放流先水路等の管理者の許可又は同意を得たことを証する書類(排水を放流する場合に限る。)
土採取場で事業を施工するにあたり、この条例以外の法令等による許認可等が必要な場合には、当該許可等の許可書等又は当該許可申請書等の写しを添付してください。
- ⑭ 土採取場に隣接する土地の地権者の同意を得たことを証する書類及び土採取場の面積が5,000㎡以上の場合は土採取場の境界から300m以内に居住する住民(事業者を含む。)の同意を得たことを証する書類。ただし、同意が得られない場合又は同意を得ることが著しく困難である場合は、その理由を記入した書類とする。
隣地の地権者、近隣住民の住所、氏名、所有地の地番が記入され、署名捺印された同意書を作成し、提出してください。
- ⑮ 条例第12条に規定する許可申請手数料に係る納入通知書兼領収証書の写し
許可申請手数料の納付は申請と同時に行います。納付書を発行しますので、庁内の銀行等で納付してください。納付後に領収印が押印された納入通知兼領収書の写しを添付してください。
- ⑯ 暴力団員又は暴力団に関する誓約書(様式第3号の2)
申請者及び工事請負者の住所、氏名、電話番号を記入し、実印を押印してください。法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名、電話番号及び役員名簿を記入し、実印を押印してください。

1 1 復元に係る書類の記入の仕方

(1) 土地の復元承認願書（様式第13号）記入の仕方

様式第13号(第12条関係)

土地の復元承認願書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

住所

申請者 氏名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
 電話番号

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例による許可に係る土採取事業について、土地の復元を行いたいので、次のとおり承認願います。

① 許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 ひたちなか市指令第 号
② 土採取場の位置	ひたちなか市
③ 土地の復元を行う区域の面積	m ²
④ 土地の復元を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
⑤ 土地の復元に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所	
⑥ 土地の復元に用いる土砂等の数量	m ³

添付書類

略

- ① 許可を受けた年月日及び許可の番号
土採取事業の許可を受けた年月日と許可番号を記入してください。土採取事業に変更があった場合でも、当初の許可を受けた年月日と許可番号を記入してください。
- ② 土採取場の位置
土採取事業の許可を受けた土地の地番をすべて記入してください。
- ③ 土地の復元を行う区域の面積
土地の復元を行う区域の面積を記入してください。5,000 m²以上の面積の土地の復元を行う場合は、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の許可を取得して復元してください。
- ④ 土地の復元を行う期間
土地の復元を行う期間を記入してください。
- ⑤ 土地の復元に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所
土地の復元に用いる土砂等の発生場所の住所、発生させる者の名前を記入してください。
- ⑥ 土地の復元に用いる土砂等の数量
土地の復元に用いる土砂等の数量を記入してください。

(3) 土砂等発生元証明書（様式第15号）記入の仕方

様式第15号(第12条関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

住所

①

土砂等の発生者 氏名

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例第14条第1項の規定による承認を受けようとする土地の復元に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

②	工 事 名	
③	工 事 施 工 場 所	
④	工 事 発 注 者	
⑤	工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
⑥	工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
⑦	今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
⑧	発 生 土 砂 等 の 区 分	
⑨	発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
⑩	発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の区分を記載すること。

① 土砂等の発生者

復元に用いる土砂等の発生元の事業者の住所、氏名及び電話番号を記入してください。また、法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記入してください。

② 工事名

復元に用いる土砂等の発生元の事業者が行っている工事の名称を記入してください。

③ 工事施工場所

復元に用いる土砂等の発生元の事業者が行っている工事の場所を記入してください。

④ 工事発注者

復元に用いる土砂等の発生元の工事を、発注している者を記入してください。

⑤ 工事施工期間

復元に用いる土砂等の発生元の工事の施工期間を記入してください。

⑥ 工事に係る土砂等の発生量

復元に用いる土砂等の発生元の工事において、工事全体で発生する土砂等の量を記入し、「うち処分契約量」は、工事全体で発生する土砂の量の内、処分する契約をしている土砂等の量を記入してください。

⑦ 今回の証明に係る土砂等の発生量

⑥の「うち処分契約量」の内、今回の復元の現場に搬出する土砂の量を記入してください。

⑧ 発生土砂等の区分

第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれかを記入してください。

⑨ 発生土砂等の運搬契約者

今回の復元の現場に土砂等を運搬する者の住所、氏名を記入してください。ただし、法人にあっては主たる事務所の所在地、その他名称及び代表者の氏名を記入してください。

⑩ 発生土砂等の最終処分事業者

土地の復元を行う者の住所、氏名を記入してください。ただし、法人にあっては主たる事務所の所在地、その他名称及び代表者の氏名を記入してください。

(4) 土壤調査試料採取報告書（様式第16号）の記入の仕方

様式第16号(第12条, 第18条関係)

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

住所

① 報告者 氏名 ㊦
(法人にあつては, 主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)
電話番号

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例施行規則第12条第2項第3号又は第18条第3項第2号に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

②	検 体 区 分	
③	採 取 者	
④	採 取 年 月 日	年 月 日
	採 取 場 所	別添図面及び現場写真のとおり
	採 取 日 の 天 候	
⑤	採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には, この報告書に係る土壤分析結果証明書に記載された記号, 番号等を記載すること。

① 報告者

土壤の調査を行った分析者の住所, 氏名及び電話番号を記入してください。また, 法人にあつては, 主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名を記入してください。

② 検体区分

調査を行った検体の検体番号を記入してください。検体番号は土壤分析結果証明書に記入されている検体番号と一致させてください。

③ 採取者

土壤の調査を行うのに試料採取を行った者の氏名を記入してください。

④ 採取年月日

試料採取を行った日を記入してください。

⑤ 採取深度

採取をした際の深度を記入してください。職員立会いの場合の採取深度は 30 cm～50 cmです。
(採取深度は条件により変更することがあります。)

別表第1（第7条関係）

技術上の基準													
土採取	<p>1 採取工法は、通常「階段式工法」、「傾斜式工法」又は「平面式工法」で行い、「エグリ掘り」は行わないこと。</p> <p>2 隣接地との保安距離は、最小限度2メートル以上とし、隣接地に人家又は公共施設等がある場合は、土質及び地形等を勘案して保安上必要な距離をとること。なお、擁壁等の堅固な建造物を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>3 採取途中の災害防止のため、極力「切り下げ方式」を採用すること。</p> <p>4 掘削・切土高が5メートル以上でのり面が発生する場合にあっては、深さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。</p> <p>5 掘削の深さは、原則として掘削する場所の周辺の土地のうち最も低い部分よりも低くしないものとする。若しくは、周辺の地下水に影響を与えない深さとする。</p> <p>6 掘削・切土の標準勾配は、土質及び掘削・切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。</p> <table border="1" data-bbox="240 967 1453 1310"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>掘削・切土高5メートル以上の場合</th> <th>掘削・切土高5メートル以下の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩（風化の著しいものを除く）</td> <td>60度</td> <td>70度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい軟岩</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利，真砂土，粘土，その他これらに類するもの</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table>	土質	掘削・切土高5メートル以上の場合	掘削・切土高5メートル以下の場合	軟岩（風化の著しいものを除く）	60度	70度	風化の著しい軟岩	40度	50度	砂利，真砂土，粘土，その他これらに類するもの	35度	45度
	土質	掘削・切土高5メートル以上の場合	掘削・切土高5メートル以下の場合										
	軟岩（風化の著しいものを除く）	60度	70度										
	風化の著しい軟岩	40度	50度										
	砂利，真砂土，粘土，その他これらに類するもの	35度	45度										
	7 土採取場内に滞留する雨水等を公共用水域に排水する場合にあっては、懸濁物を除去する十分な能力を持った沈殿槽等が設置されていること。												
	8 土採取場内に採取した土砂等を堆積する場合にあっては、堆積の高さは10メートル以下とし、高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、のり面の勾配は30度以内とすること。												
	土地の復元・整備	<p>1 土採取場の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。</p> <p>2 著しく傾斜をしている土地において土地の復元を施工する場合にあっては、土地の復元を施工する前の地盤と土地の復元に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。</p> <p>3 盛土の高さは、10メートル以下とし、のり面の勾配は、30度以内とすること。</p> <p>4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に適合すること。</p>											

- 5 盛土の高さが5メートル以上である場合にあっては、5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための措置が講じられていること。
- 6 土地の復元の完了後の地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし、締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 土採取事業完了後に残るのり面は、当該のり面を石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 土採取事業完了後の土地は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植栽その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第2（第7条関係）

<p>施工管理体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土採取事業を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2 土採取事業の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 3 土採取場に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、土採取場内を容易に目視できる構造とすること。 4 土採取場への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
<p>崩壊等防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地山の亀裂、陥落等の異常の有無及び含水、ゆう水の状態を絶えず監視するとともに、計画的採取に努めること。 2 1日の作業終了時に、落石、倒木のおそれのある浮石や立木がある場合は、その日のうちに除去すること。 3 気象状態に絶えず留意し、気象状態の悪化が予想される場合は、作業の中止、危険箇所の保全処置等適切な措置を講ずること。 4 集中豪雨その他の原因で土砂の流出がないよう必要な措置を講ずること。
<p>排水対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土採取場内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。 2 土採取場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、土採取場内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。 3 ゆう水によってのり面が洗堀され、又は崩壊するおそれがある場合は、水抜きのための水平孔、盲きよ等を設置してゆう水の排除措置を講ずること。
<p>周辺環境対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土採取場からの粉じん、運搬路から生じるホコリ等が周辺の地域の生活環境を阻害しないよう散水、シート掛け、表層の締固め、運搬車両の洗車等適切な措置を講ずること。 2 土採取場からの雨水等及び土砂等により公共用水域及び地下水の水質汚濁を生じさせないこと。 3 騒音については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に準じ、必要な騒音防止措置を講ずること。 4 振動については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業の規制に関する基準に準じ、必要な振動防止措置を講ずること。
<p>交通安全対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う土採取場からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。また、路面を汚損したときは速やかに清掃すること。 3 土砂等の運搬車両等の通行経路が通学路に当たるときは、教育委員会と協議の上、登下

	<p>校時間帯の土砂等の運搬車両等の通行を行わない等の必要な措置を講ずること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置、安全施設の設置その他の交通安全に必要な措置を講ずること。</p>
作業時間	<p>土採取事業の施工及び土砂等の運搬は、原則として、日曜日、祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までに行うこととし、事業計画に従い、決められた期日及び時間帯以外には行わないこと。</p>
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	<p>1 土採取場の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害が生ずることがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 土採取場の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。</p> <p>3 土採取場跡地の利用計画は、周辺の環境と調和するよう配慮すること。また、周辺の状況、土採取前の状態を考慮して植樹、植草等の緑化対策を講ずること。</p>

別表第3（第12条，第13条関係）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格1」という。）の55.2，55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格1の38に定める方法（規格1の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格1の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては，昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格1の54に定める方法
六価 ^{りん} クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格1の65.2（規格1の65.2.7を除く。）に定める方法（規格1の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては，日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
^ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下，かつ，土地の復元を行う区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては，試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにおいては，規格1の61に定める方法，農用地に係るものにおいては，農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る ^ひ 砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法

銅	土地の復元を行う区域の土地利用 目的が農用地（田に限る。）である 場合にあつては、試料1キログラ ムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の 検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66 号）第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミ リグラム以下	日本産業規格K0125（以下「規格2」という。）の 5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下	規格2の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5. 5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニ ル又は塩化ビニ ルモノマー）	検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告 示第10号）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロ エタン	検液1リットルにつき0.004 ミリグラム以下	規格2の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2に定 める方法
1,1-ジクロロ エチレン	検液1リットルにつき0.1ミ リグラム以下	規格2の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロ エチレン	検液1リットルにつき0.04ミ リグラム以下	シス体にあつては規格2の5.1,5.2又は5.3. 2に定める方法、トランス体にあつては規格2の5. 1,5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリ クロロエタン	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	規格2の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5. 5に定める方法
1,1,2-トリ クロロエタン	検液1リットルにつき0.006 ミリグラム以下	規格2の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチ レン	検液1リットルにつき0.01ミ リグラム以下	規格2の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエ チレン	検液1リットルにつき0.01ミ リグラム以下	規格2の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5. 5に定める方法
1,3-ジクロロ プロペン	検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下	規格2の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法

シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格2の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格1の67.2,67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格1の34.1(規格1の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格1の34.1.1c)(注 ⁽²⁾ 第3文及び規格1の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格1の47.1,47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサ ン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第3の2（第12条関係）

項目	測定方法
水素イオン濃度指数	公益社団法人地盤工学会が定める地盤工学会基準「土懸濁液のpH試験方法」の最新のもの